平成２３年（フ）第５６６号
北九州市小倉南区津田新町１丁目２番15号
債務者　草野　文子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５８０号
福岡県中間市中間１丁目４番６号
債務者　川野　智仁
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５８２号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番16―903号
債務者　今津　信一
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２６９号
青森市大字駒込字蛍沢11番地230
債務者　佐藤　俊郎
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２７８号
青森市緑２丁目９番地６　コーポアルスラン102号
債務者　酒井　都主
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１５３２号
札幌市白石区北郷５条３丁目７番５号　ソレイユ北郷201号
債務者　吉川　純子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１９０４号
札幌市白石区平和通16丁目北９番22号　オークヒル２―203号
債務者　相模　宏樹
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１９６０号
北海道北広島市共栄町１丁目３番地７　コーポ松本５―205号
債務者　池田　剛士
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１９８８号
北海道江別市野幌屯田町11番地の５　アセット杜の台102号室
債務者　中田　　弓
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２１５７号
札幌市白石区東札幌１条３丁目２番35号　コーポ朋Ｂ―101号
債務者　櫻井惠美子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２３７号
群馬県伊勢崎市柴町953番地195
債務者　高橋　奉也
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３１４号
群馬県前橋市富士見町時沢575番地２
債務者　奥野　恵梨
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３２１号
群馬県伊勢崎市波志江町278番地３
債務者　吉本祐美子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３２５号
群馬県伊勢崎市韮塚町324番地１　カナディアンヒルズ101
債務者　大嶋　秀明
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３３１号
群馬県前橋市新堀町228番地３
債務者　古澤　紀男
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３３３号
群馬県伊勢崎市境上渕名964番地10　ベルピアドリーム上渕名Ａ205
債務者　岡田　康志
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２７２号
埼玉県比企郡小川町大字小川585番地３
債務者　平沼しほり
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２３年（フ）第３２３号
埼玉県東松山市山崎町６番地５　レオパレス寿103号
債務者　西村　喜弘
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部